

⑤その他の手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (25 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均 支給年額 (25 年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000 円	同	—	26,924 千円	292,652 円
	配偶者以外	6,500 円				
	配偶者がない場合	11,000 円				
	特定期間の加算 (16 歳～ 22 歳)	5,000 円				
住居手当	自宅（購入などから 5 年以内）	2,500 円	異	自宅に係る 住居手当を 支給	3,348 千円	128,769 円
	借家	最高 27,000 円				
通勤手当	交通機関利用者	(運賃相当額) 最高 55,000 円	異	交通用具使 用の場合、 距離単価が 相違	10,624 千円	94,018 円
	交通用具使用者 (自動車などの使用者について、 片道 2 キロ以上の距離の場合)	18,500 円を 限度に支給				
管理職手 当	総務課長	40,000 円	同	—	7,488 千円	394,105 円
	企画財政課長、総合管理課長	36,000 円				
	その他の課長	32,000 円				

⑥特別職の報酬などの状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	給料月額など	区分	給料月額など
給 料	町長	758,000 円	(25 年度支給割合) 2.95 月分
	副町長	597,000 円	
報 酬	議長	303,000 円	(25 年度支給割合) 2.95 月分
	副議長	250,000 円	
	議員	227,000 円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	状況
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
休憩・休息時間	休憩時間 60 分
勤務を要しない日	土曜日、日曜日、国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日
年次休暇	1 年間に 20 日。20 日を限度に翌年に繰越
その他の休暇	病気休暇、特別休暇、育児休暇など

4 職員の分限および懲戒の状況（平成 25 年度）

処分年月日	処分の種類	処分事由
平成 25 年 5 月 1 日	分限休職（病気休職）	心身の故障による

5 職員の服務の状況

地方公務員法第 30 条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

この根本基準を実行するために、法令などおよび上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限など、職務上の強い制限を課しています。

服務規律の遵守については、職員研修や通知などにより、周知徹底を図り、綱紀の肅正および服務規律の徹底に努めています。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況（平成 25 年度）

（1）研修の状況

研修機関において職務上の階層ごとに行う、新規採用職員研修、新任課長級研修などのほか、外部講師を招いての「法制執務研修」の実施、その他にも「パソコン研修」などを実施し、職員の能力開発、資質向上に努めています。

（2）勤務成績の評定の状況

長島町職員の目標管理による人事評価に関する規程により、勤務評定を実施しています。

7 職員の福祉および利益の保護の状況（平成 25 年度）

区分	受診者数	区分	受診者数
定期健康診断	79 人	人間ドック	1 日ドック
			2 日ドック
			脳ドック
			節目ドック
結核定期健康診断	106 人		76 人
			12 人
			4 人
			2 人

◎問い合わせ先

役場総務課職員係 ☎ (86) 1111 [代表]